

雨水利用促進助成制度 (雨水タンクなどの設置への助成)

雨水をためて庭の散水や洗車、清掃、災害時の雑用水に活用しましょう。



① 小規模貯留施設 (100ℓ以上1,000ℓ未満)

- ① 雨水タンクの検討
- ② 助成対象事業指定申請
- ③ 市からの助成対象事業指定通知の受け取り
- ④ 雨水タンクの購入・設置
- ⑤ 設置後、助成金交付申請 (設置後6か月以内)
- ⑥ 市から設置の現地確認
- ⑦ 市からの交付決定通知の受け取り
- ⑧ 請求書の提出
- ⑨ 助成金の入金



対象者

- 自己利用のための「雨水タンク」を、自己所有する市内の建築物(屋根と雨どいがあるもの)に設置する個人・法人。ただし、自ら居住するか業務に使用している場合に限り。 (同一の建築物について1年度に1回限り)



対象タンク

- ① 水漏れしない
- ② ためた雨水を汚染せず、日光を遮断できる材質が構造
- ③ ためた雨水の蒸発やほこり等の混入が防止でき、内部の清掃が可能な構造

(以下は対象外です)

- 借家、カーポートや組立式物置などの車庫及び倉庫に設置する場合
- 中古品の雨水タンク ● 農業用の貯水タンク(黄色やオレンジ色のもの)など

※条件を満たす製品であるかどうかは事前にご確認・お問合せください。

対象費用

- 雨水タンクの本体購入代金(メーカーが架台等をセットで販売している場合はセット価格が本体価格)
- 雨水利用設備(配管やポンプ、架台、転倒防止チェーンなど)の購入代金
- 設置工事代金(タンク送料等も含む)

※対象費用に係る消費税及び地方消費税も対象となります。

$$\text{助成金額} = \{ \text{① 本体購入代金} + \text{② (雨水利用設備購入代金} + \text{設置工事代金)} \} \times \frac{2}{3} \leq \text{③ 助成限度額}$$

※助成金額の千円未満は切捨て

(詳細説明) ①本体購入代金は、本体限度額(製品ごとに市が定める額)以内 ※松山市水資源対策課ホームページに公開
②の費用は本体購入代金の10%以内とします。 ③助成限度額は下表のとおりです。

下記の助成も行っています。詳細は松山市水資源対策課ホームページでご確認ください。

② 中規模雨水貯留施設(有効貯留容量1,000ℓ~5,000ℓ未満)

助成額: 設置工事費(製作費または購入価格及び設置工事に要した費用の合計額。)の3分の2で、右表の金額を限度とする。

③ 大規模雨水貯留施設(有効貯留容量5,000ℓ以上で配管・ポンプあり)

助成額: 有効貯留容量1,000ℓあたり5万円、または設置工事費の3分の2のいずれか低い方。最高300万円。

④ 不要浄化槽を転用し、雨水貯留施設として使用

有効貯留容量(小・中・大規模)に応じた助成額。

(公共下水道を使用することにより不要となった浄化槽からの転用への助成は、

松山市下水道部下水道サービス課 TEL.089-948-6820 にお問合せ・お申込みください。)

雨水タンク容量		助成限度額
100~200ℓ未満		3万円
200~400ℓ未満		6万円
400~600ℓ未満		9万円
600~800ℓ未満		12万円
800~1,000ℓ未満		15万円
1,000~5,000ℓ 未満	配管・ポンプなし	18万円
	配管・ポンプあり	20万円
	配管・ポンプあり、水洗トイレに接続	25万円
5,000ℓ以上		300万円

お問合せ・お申込み

松山市水資源対策課(有効利用担当) … TEL.089-948-6223

受付は、松山市水資源対策課窓口(市役所本館5階)、各支所、市民サービスセンター、郵送でも行っています。

詳細は、松山市水資源対策課ホームページ、リーフレット(松山市水資源対策課、各支所などに設置)をご覧ください。

